

最近の農薬環境行政について

1. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

- 平成19年度には、本件に係る中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会を2回（6月、1月）開催し、個別農薬毎の基準値案をご審議頂き、基準値を設定しているところ（別添1）。これまでに17農薬について基準値を設定し、現在10農薬がパブリックコメント中。なお、6農薬について検討中であり、さらに、11農薬を3月に基準設定検討会にかけるべく準備中。

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

- 水質汚濁に係る新たな農薬登録保留基準は、平成18年8月3日に施行され、同日以降に申請された農薬から適用（別添2）。
- 平成19年度には、本件に係る中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会を2回（9月、1月）開催し、個別農薬毎の基準値案をご審議頂き、基準値を設定しているところ（別添3）。現在126農薬について基準値が設定されており、3農薬（うち基準値の設定2、削除1）がパブリックコメント中。

3. 特定防除資材（特定農薬）に係る農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会第8回合同会合の開催について

- 特定防除資材（特定農薬）に係る合同会合を10月に開催し、特定防除資材の保留資材の今後の取扱いについてご審議頂いた（別添4）。平成19年12月17日から平成20年1月18日までパブリックコメントを実施し、現在その結果を整理中。

4. 陸域生態影響評価手法の確立に向けた取組

- 平成15年度より評価手法の開発に向けた調査を実施。さらに、平成20年度予算案に「農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査」（H20～23）が盛り込まれ、毒性試験ガイドラインの作成と検証、詳細な曝露評価モデルの作成等を行い、リスク評価・管理手法を検討・確立することとしている（別添5）。

5. その他の取組

（1）農薬使用に係るリスク削減に向けた取組

- 昨年、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を1月31日付で発出しており、これを一般向けに説明したリーフレットを作成（参考資料3）。

(2) ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成18年度水質調査結果について

- 標記調査結果について平成19年11月29日に公表（別添6）。
- 786カ所のゴルフ場を対象に延べ30,430検体について調査した結果、指針値を超過した事例なし。

(3) 埋設農薬調査・掘削等マニュアルについて

- 埋設されたPOP s 等農薬の適切な処理に資するため、標記マニュアルを平成20年1月17日に公表（参考資料6）。
- 現在、英訳版を作成中。

○ 環境省告示第三十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第三條第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(平成十八年十二月環境省告示第四百十三号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十九年四月十八日

環境大臣 若林 正俊

本則中「をいう」が、「の」の下に「それぞれ」を加える。

表 3-1 (4-1 クロロ-5-シクロヘキシルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピルピナ-1,3-オキサジリジン-2,4-ジオン(別名ペンチキサノン)の項の次に次のように加える。

3-(3-フロロセ-6-フルオロ-2-メチルイソブチル-1-イルホルボニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-ニルホフタミド(別名デミスルフロア)	3.6µg/1
S-ベンジル=1,2-ジメチルプロピル(エチル)チオカルバマート(別名エスプロカルチ)	15µg/1
N ² ,N ⁴ -ジエチル-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン(別名シマトリン)	6.2µg/1
1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピロピラン[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[メチル(フロロ-2-イル)アミノ]ピラゾール-4-カルボニトリル(別名ピラクロニル)	3.8µg/1
(E2)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-(a,α,α-トリフルオロ-α-トリル)エチルチン]-4-(トリフルオロメチル)カルバニロピラジド(別名メタラルミン)	5.8µg/1
メチル=4-ヨロ-2-[3-(4-アメトキシ-6-メチル-1,3,5-トリアジン-2-イル)カルボニルチオ]アミド(別名ヨードスルフロメチルチオリアミド塩)	61µg/1

○環境省告示第百二号

昭和四十六年三月農林省告示第百四十六号(農薬取締法第二条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(平成十八年十二月環境省告示第百四十三号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十九年十一月一日

環境大臣 鴨下 一郎

表メチル 4-ヨード 2-「3-」(4-メトキシ 6-メチル 1、3、5-トリアジン 2-イル)ウレイドスルホニル「安息香酸、ナトリウム塩(別名ヨードスルフロンメチルナトリウム塩)の項の次に次のように加える。

<p>○エチル=S-プロピル=(E) 1-「2-(ジノイミノ) 3-エチルイミダゾリジン-1-イル」ホスホノチオアテート(別名イミジホス)</p>	52μg/l
<p>(E) 2-「4-tert-ブチルフェニル」 2-ジフノ 1-「1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル」ピニル 2、2-ジメチルプロピオチレート(別名ジエノピラフエソ)</p>	0.29μg/l
<p>1-「1-メチル-1-プロピルエチル」 3-p-トリルグリテ(別名ダイムロン)</p>	42μg/l
<p>2、3、5、6-チトラルオロ 4-メチルペンジル=(Z) 1-「1-RS,3-RS」 3-「2-クロロ 3,3,3-トリフルオロプロパ-1-エニル」 2、2-ジメチルシクロプロピルホキシチレート(別名チフルトリソ)</p>	0.0064μg/l
<p>エチル=5-「4、6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバキニルヌルフラモイカ」 1-メチルピラゾール 4-カルボキチレート(別名ピラソルプロンエチル)</p>	0.87μg/l
<p>(RS) 1-N-「2-「1、3-ジメチルチオチル」 3-チエニル」 1-メチル 3-「トリフルオロメチル」 1-H-ピラゾール 4-カルボキチレート(別名ペンチオピラト)</p>	56μg/l
<p>2-「4-メチル 2-ニトロペンソイル」 シクロヘキサソ 1、3-ジオソ(別名メソトリオソ)</p>	4.300μg/l
<p>メチル=N-「メトキシセチル」 1-N-「2、6-キシリル」 1-DL-アラニチレート(別名メタラキシル)又はメチル=N-「メトキシセチル」 1-N-「2、6-キシリル」 1-D-アラニチレート(別名メタラキシルM)</p>	メタラキシル及びメタラニチレートの水産動植物被害予測濃度の和として 9,500 μg/l
<p>2-ペンチアゾール 2-ニルオキシ 1-N-メチルアセトアニリド(別名メフエチセト)</p>	32μg/l



水質汚濁に係る登録保留基準の改正概要

別添2

第二次環境基本計画を踏まえ、持続可能な社会の構築を実現する上で、従来の対応に加え農薬の環境リスクの評価・管理制度の中に、生物濃縮性の観点を取り入れ、人の健康保護の取組を強化することが重要。

旧基準

● 水田用農薬

水田使用農薬のみ対象



● 飲料水経由のみを考慮した評価

● 基準値と水田水中濃度を比較

課題

- ・畑地等で使用される農薬が適用外であるため農薬全体としてのリスク管理が不十分
- ・飲料水経由の影響のみを考慮してきており、生物濃縮性の観点が無いため、リスク評価として不十分

改正

昭和46年3月農林水産省告示346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）（平成17年8月3日改正、平成18年8月3日施行）

新基準

● 水田用農薬

+

● 畑地用農薬

水田使用農薬に加え、畑地等で使用される農薬についても対象



+



● 【生物濃縮係数が5000を超える場合】飲料水に加え、魚介類からの摂取を考慮

● 基準値と公共用水域での予測濃度（水濁PEC）を比較

農薬による
環境リスクの低減

人の健康の保護

○環境省告示第二号

平成五年四月環境庁告示第三十五号(農薬取締法第三条第二項の規定により定められた同条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第四号の環境大臣の定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十年一月二十二日

環境大臣 鴨下 一郎

1の表(1RS, 2SR, 4SR)の1, 4-エポキシ-*p*-メンター-2-イル 2-メチルベンジルエーテル(別名シンメチリン)の項を削る。

1の表2-クロロ-1- (2, 4-ジクロロフェニル)ビニル ジメチル ホスファート(別名ジメチルペンホス)の項を削る。

1の表4-クロロ-2- (α-ヒドロキシベンジル)イソニコチンアニリド(別名イナベンフィド)の項を削る。

1の表1- (6-クロロ-3-ピリジルメチル)-*N*-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプリド)の項を次のように改める。

1- (6-クロロ-3-ピリジルメチル)- <i>N</i> -ニトロイミダゾリジン-2-イル	1mg/1
リチンミン(別名イミダクロプリド)	

1の表1- (4, 6-ジメトキシ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)-3- [2- (2-メトキシエトキシ)-フェニルホルホル]尿素(別名シノスルフロン)の項を削る。

1の表3, 4, 5, 6-テトラクロロ-*N*- (2, 3-ジクロロフェニル)フタルアミド(別名テクロフタム)の項を削る。

1の表S-2- (ベンゼンスルホンアミド)エチルO, O-ジイソプロピル ジチオホスファート(別名ベンスリド又はSAP)の項を削る。

1の表メチル 5- (2, 4-ジクロロフェノキシ)-2-ニトロベンゾアート(別名ピフェノックス)の項を削る。

1の表4-メチルチオフェニル ジプロピル ホスファート(別名プロバホス)の項を削る。

1の表S-メチル ベンゾ [1, 2, 3]チアジアンソール-7-カルボチオアート(別名アシベンソラルSメチル)の項を削る。

1の表O, O-ジエチル O-2, 3-ジヒドロ-3-オキソ-2-フェニル-6-ピリダジニルホスホチオアート(別名ピリダフェンチオン)の項を削る。

1の表(2E)-2- (メトキシイミン)-2- [(3E, 5E, 6E)-5- (メトキシイミン)-4, 6-ジメチル-2, 8-ジオキサ-3, 7-ジアザノナ-3, 6-ジエン-1-イル]フェニル)-*N*-メチルアセトアミド(別名オリサストロビン)の項の次に次のように加える。

2, 4, 6, 8-テトラメチル-1, 3, 5, 7-チトラオキサシクロオクタン (別名メタアルデヒド)	0.5mg/1
1- (3-クロロ-4, 5, 6-7-チトラヒドロピラゾロ [1, 5-a]ピリジン-2-イル)-5- [メチル(7-カルボチオアート)チミル]ピラゾール-4-カルボニトリル(別名ヒラクロニル)	0.1mg/1
3- (2, 2-ジフルオロエトキシ)- <i>N</i> - (5, 8-ジメトキシ [1, 2, 4]ピリダゾロ [1, 5-c]ピリジン-2-イル)-α, α, α-トリフルオロトルエン-2-ニルホソニトリド(別名ペノキスチラ)	1mg/1

ウ 試験溶液の調製

試料100mlを300mlの分液漏斗に量り取り、塩化ナトリウム20g及び酢酸エチル50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、

エ ガスクロマトグラフ質量分析計の操作条件

分離管 内径0.2~0.3mm、長さ20~30mの溶融シリカ製の管の内面に5%フエニルメチルポリシリコンを0.2~0.3µmの厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離性能を有するものを用いる。

オ 検量線の作成

メタアルデヒド標準品の0.005~0.1mg/1酢酸エチル溶液を数点調製し、それぞれを1µlずつガラスクロマトグラフ質量分析計に注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取つてメタアルデヒドの検量線を作成する。

カ 定量試験

試験溶液から1µlを取り、ガスクロマトグラフ質量分析計に注入し、オの検量線によりメタアルデヒドの重量を求め、これに基づき、試料中のメタアルデヒドの濃度を算出する。

イ 装置

- ア セトニトリル アセトニトリル (特級)
イ 酢酸エチル 酢酸エチル (特級)
ロ ヘキサン ヘキサン (特級)
ハ 無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム (特級)
ニ ケイ酸マグネシウム ミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムにカラムクロマトグラフィ用合成ケイ酸マグネシウム910mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの
ホ 固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムにカラムクロマトグラフィ用C18シリカゲル(シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの)1000mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの
ヘ プラクロニル標準品 本品は、プラクロニル99.9%以上を含み、融点は93.1~94.6℃である。
ト 1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-メチルアミノ)ピラゾール-4-カルボニトリル (以下、「脱メチルアセチレン体」という。)標準品 本品は、脱メチルアセチレン体98.5%以上を含み、融点は178~180℃である。

ウ 試験溶液の調製

A法 溶媒抽出法
1) 試料100mlを300mlの分液漏斗に量り取り、酢酸エチル及びヘキサンの混液(1:1)50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、

エ 高速液体クロマトグラフの操作条件

充填剤 シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたものを用いる。
分離管 内径2~6mm、長さ15~30cmのスチレンス管を用いる。
分離槽温度 40℃

オ 検量線の作成

試料100mlを、あらかじめアセトニトリル5ml及び蒸留水5mlを順に流し入れ洗浄した固相抽出カラムに毎分10~20mlの流速で流し入れ、

カ 定量試験

試験溶液から20µlを取り、高速液体クロマトグラフに注入し、オの検量線によりプラクロニル及び脱メチルアセチレン体の重量を求め、これに基づき、試料中のプラクロニルの濃度を算出する。

特定防除資材の保留資材の今後の取扱いについて（案）

I 特定防除資材及び特定防除資材の指定が保留されている資材（保留資材）について

1 特定防除資材制度と保留資材

- (1) 無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成14年の農薬取締法改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定防除資材制度を創設した。
- (2) 平成14年末に実施した実態調査において情報提供のあった約740種の資材については、農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合（以下、「合同会合」という。）において、特定防除資材として指定すべき資材について検討を開始した。
- (3) 合同会合における検討等の結果、情報提供のあった資材のうち食酢、重曹及び一部天敵については、特定防除資材として指定することとした。その他の資材については、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定の判断を保留し、安全性等の情報を収集することとした（保留資材）。

2 保留資材の取扱い

- (1) 保留資材については、農業生産現場で使用されているとの情報提供がなされたものであることから、暫定的な整理として、仮に防除目的に保留資材を使用したとしても、農薬効果を謳って販売しない限りにおいては、使用者が自分の責任と判断で使うことは可能とした（別添1）。
- (2) その後、科学的知見から、その安全性に問題がある資材（ナフタレン等）を除外してきたが、依然として475種類の保留資材が存在している。（平成19年9月末現在）。

3 保留資材に関する課題

- (1) 制度創設後4年半が経過した現在においてもなお、多くの保留資材について安全性の確認が行われていない状況にある。
- (2) 安全性の確認に必要なデータについては、これまで収集を行うとともに、製造者等にその提供を求めてきたところである。しかしながら、問い合わせも含め製造業者等からの情報提供は少なく、使用実態も不明確なため、評価を開始できない資材が多く存在する状況にある。
- (3) 現在まで保留資材の使用による問題は報告されていないものの、安全性を評価せずに、保留資材として使用可能とすることは、食品の安全確保の観点から不適切である。
- (4) また、昨年12月に「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（参考資料4）が成立し、今後有機農業の推進に関する動きが加速化することが想定

されることから、このまま保留資材を残しておくことは、現場の混乱を引き起こす可能性もあり、この観点からも不適切である。

II 今後の対応方向

1 保留資材の整理

- ① これまで保留資材としてきた資材について、有機農家等に対する調査を通じて、使用資材及び使用目的を把握する。
- ②-1 使用実態があるとされた資材については、提供されたデータを用いて安全性及び薬効について確認を行う。
- ②-2 使用実態が把握できない資材については、パブリックコメントにより情報を収集し、使用実態の有無を明らかにする。
- ③ これらの情報収集の結果及びこれまでの合同会合での審議内容等を踏まえ、2のとおりに区分した上で、区分Aに分類された資材について、特定農薬に当たるか否か、次回（第9回）以降の合同会合で順次検討を行うこととする。

2 具体的な区分

区分A：既にデータ等が提出されているか、現場で使用されている資材→指定の可否について検討

これまでの合同会合にデータが提出されている木酢液及び電解水、並びに現在事務局でデータ検討中の資材については、本区分に該当するものとして取り扱う。

本区分に分類される資材については、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行う。

区分B：有機農家等に対する調査で情報が得られなかった資材→情報を収集

パブリックコメントの際に、使用実態（有効性、安全性に関する情報を含む）についての情報提供を求めることとする。

本区分に分類される資材のうち、使用実態を有するとして情報提供がなされ、その妥当性が確認できた資材については区分Aに分類する。

一方、情報提供がなされなかった資材、あるいは提供された情報から有効性や安全性について適切な情報が得られなかった資材については、使用実態が確認されなかったものとして、保留資材から削除する。

区分C：保留資材から削除する資材

以下のような資材については、保留資材から削除することとし、パブリックコメントにおいてその可否について意見を募集する。

- ① これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材
- ② 文献等により、毒性を有している可能性がある資材
- ③ 他の法令で既に規制されている資材
 - ・ 人畜に対する安全性に係る法令等（食品衛生法、消防法等）により規制等が行われている資材

- ・ 環境安全性に係る法令等（家畜排泄物法、化管法等）により規制等が行われている資材
- ④ 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件（別添2）から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材
- ⑤ 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材（魚、カニ類、いね科作物、灰、洗濯廃液等）

3 区分Cに分類された資材の取扱い

- (1) ①、④に分類された資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触する恐れがあるので、宣伝等を行わないよう指導する。

なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (2) ②に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (3) ③、⑤に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

(別添1)

農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（局長通知）

（平成15年3月13日14生産第10052号）（抜粋）

3 特定農薬

(1) 特定農薬の定義

特定農薬とは、新法第2条第1項において、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義される。特定農薬については、新法において無登録農薬の製造、輸入及び使用の各段階での規制を強化したが、農作物の防除などに使用する薬剤や天敵で、原材料からみて明らかに安全上問題のないものにまで登録の義務を課すことは過剰規制になるとの判断から、農林水産大臣及び環境大臣が指定したもののについては、登録を受けなくても製造、加工、輸入又は販売することを可能としたものである。

特定農薬の指定に当たっては、新法第16条第3項の規定に基づき、農業資材審議会への諮問及び答申を経て、特定農薬を指定する件（平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号）を定め、食酢、重曹及び使用場所と同一都道府県内で採取された天敵が指定されたところである。

なお、「特定農薬」の名称が、化学合成農薬を連想させるとして、有機栽培農家等から「農薬」以外の名称を用いるべきであるとの要望が強いことから、今後「特定防除資材」の通称を用いることとする。

(2) 特定農薬としての指定が保留された資材の取扱い

農林水産省及び環境省において、特定農薬として指定すべき農薬の検討に当たって、平成14年11月から12月にかけて、農業生産現場で使用されている農業資材についての実態調査を実施した結果、全国から約740種、のべ約2900種の資材に関する情報の提供があった。これらの情報について、農業資材審議会において検討を行い、そもそも「農薬」に該当しないアイガモやコイ、防虫シート等を除外し、平成15年1月30日の農業資材審議会において、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定すべきとの答申がなされた。

一方、各方面から情報の提供があった多くの種類の資材について、特定農薬の指定の可否を検討したが、限られた時間内に得られた各資材の効果及び安全性の情報が十分でないことから、多くの資材は特定農薬としての指定の判断を保留することとされたため、今後、効果や安全性について、データ収集等により、順次評価していくこととしている。なお、判断が保留されたものであっても、農薬としての効果を謳って販売されるものは、従来どおり取締りの対象とするが、使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用するものは、この限りでない。

(3) 特定農薬の規制

特定農薬については、以下のような規制を行うこととする。

ア. 特定農薬を販売する者は、氏名、住所及び販売所を都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

- イ. 農林水産大臣は、特定農薬の使用に伴って人畜への危害が発生することを防止するため必要があるときは、販売者に対し販売の制限又は禁止をすることができる。
- ウ. 製造者、輸入者及び販売者は、帳簿に製造数量や譲渡数量を記入し、少なくとも3年間帳簿を保存しなければならない。
- エ. 虚偽の宣伝を禁止する。

(別添2) 合同会合等における主な了承事項

了承事項	参照文書
1. 特定農薬の指定に関する各種考え方	
	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
平成17年4月に施行された改正水産動植物被害防止に係る登録保留基準との整合性、今までの了承事項等に留意し、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「水産動植物に対する安全性に係る試験の具体的な実施方針について」を改正する。（注5）	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針改定（案）について （平成18年3月、第7回合同会合）
2. 特定農薬の指定の可否に係る了承事項	
複数の原材料から製造された個別の製品（商品）を特定農薬として指定することについては、適切でない	市場開放問題苦情処理対策本部苦情受付・処理状況 （OTO 番号 660 処理内容抜粋、平成15年3月6日、農林水産省、環境省回答）
病虫害や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進もしくは抑制の効果が確認されること	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認された資材であること	同上
以下に掲げるものに該当しないこと ・原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く） ・抗生物質 ・天敵微生物（弱毒ウイルスを除く） ・有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの	同上
薬剤でないもの（物理的防除等）に該当しないこと	農薬ではないとされるもの （平成15年5月、第3回合同会合）
「天敵」については、右記資料に示された動物（アイガモ、牛等）、植物（マリーゴールド等）その他に該当しないこと	同上
肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当しないこと（注2）	同上

了承事項	参照文書
<p>使用方法から見て農薬に該当しないもの (使用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目印・増量剤として使用 ・洗取り用 ・防除機や樹幹の凍結防止 ・散布後や養液栽培中の農薬の分解促進 ・食味向上、品質促進 ・塗布による物理的な病菌侵入防止 ・水 (注3) 	<p>同上</p>
<p>食品中の残留農薬基準が設定された成分を含む資材でないこと</p>	<p>食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて (平成16年11月、第4回合同会合)</p>
<p>毒劇物に指定されている化学物質(水酸化ナトリウム等)に該当しないこと</p>	<p>毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について (平成16年11月、第4回合同会合)</p>
<p>化学合成された界面活性剤等を含むものに該当しないこと(注4)</p>	<p>評価指針Ⅲの1の(4)に規定する「化学合成された界面活性剤等」について (平成16年11月、第4回合同会合)</p>
<p>原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする(原材料の混合割合は規定しない)。安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行う。(注5)</p>	<p>複数の原材料からなる混合物の取扱いについて (平成17年8月、第6回合同会合)</p>
<p>農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。 (注5)</p>	<p>農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて (平成17年8月、第6回合同会合)</p>
<p>1. 「特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(追加案)」について、意見等がなかったことから、今後の農業資材審議会農薬分科会に報告する。 2. 食品をそのまま用いるものについては、原則として特定農薬(特定防除資材)の候補資材からは除外する。(注5)</p>	<p>特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて (平成18年3月、第7回合同会合)</p>

了承事項	参照文書
特定防除資材の水産動植物の実証試験については、原体でなく、製剤で行うことが適当である。	魚毒性の判定に必要な試験の具体的実施方針について (平成16年11月、第4回合同会合)
商品として販売されている保留資材については、原則として製造者等から国へ評価に必要な資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。	特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて (平成16年11月、第4回合同会合)
特定防除資材（特定農薬）として販売されるものについては、右記の資料に掲げる方針で表示を指導する。	特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について (平成17年8月、第6回合同会合)

(注1) 詳細は、それぞれの参照文書を参照のこと。

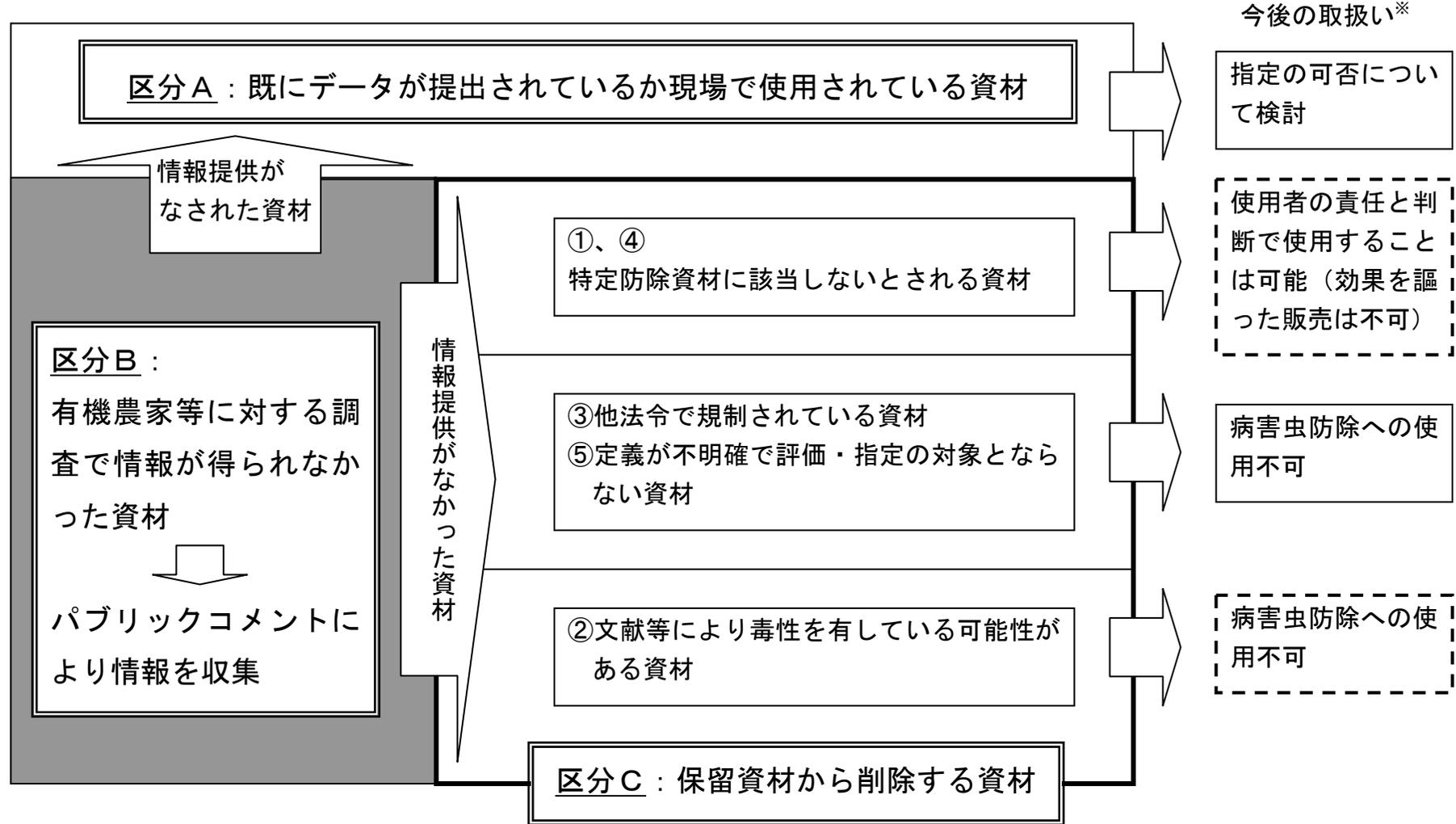
(注2) 副次的に病虫害への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの。

(注3) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注4) 石けん及び食品衛生法上使用量の制限がないものを除く。

(注5) パブリックコメント手続きは未実施。

(別添3) 区分とその取扱い (概念図)



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。

(新) 農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査

46百万円(0百万円)

水・大気環境局農薬環境管理室

1. 事業概要

農薬取締法においては、水域生態系へのリスク評価の実施とその結果に基づく農薬登録保留基準の設定によりリスク管理が行われているが、陸域生態系へのリスク評価・管理は行われておらず、21世紀環境立国戦略においても、陸域生態系へのリスク評価・管理も含めた対策を推進することとされたところである。

OECDにおいては、2014年を目途に農薬登録に必要なリスク評価を国際的に共同で実施することを目標に、検討が進みつつある。我が国としても、この国際共同リスク評価に積極的に参加し、応分の貢献を果たす必要があり、そのためには、欧米において既に導入されている陸域生態系へのリスク評価・管理措置の導入が急務である。

また、鳥類やミツバチの野外での死亡事例において、農薬が原因として疑われる例も出てきており、農薬の陸域生態系へのリスクに関する関心も高まってきている。

こうした状況を踏まえ、我が国においても、農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、以下のような調査・検討を実施する。

(1) 毒性試験ガイドラインの作成と検証

陸域生物の毒性試験ガイドラインを作成し、その検証試験を行う。また、生物種の差による感受性差の評価を行う。

(2) 詳細な暴露評価モデルの作成

陸域生物の行動パターン、餌の種類、餌等に含まれる農薬量等の調査を実施し、詳細な暴露評価モデルを作成する。

(3) リスク評価・管理手法の検討・確立

内外における陸域生態系へのリスク評価・管理措置に関する詳細な分析・評価の実施、我が国における毒性試験と暴露評価に関する適切な実施手法の考え方の整理を行うとともに、毒性試験結果と暴露量からリスクを評価するための基準、リスク評価結果に基づく農薬の管理手法のあり方等を検討し、リスク評価・管理手法を確立する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23
1. 毒性試験ガイドラインの作成と検証				→
2. 詳細な暴露評価モデルの作成				→
3. リスク評価・管理手法の検討・確立				→

3. 施策の効果

- ・ 農薬の陸域生態系へのリスク低減による生物多様性の維持・保全
- ・ 国際連携による農薬のリスク評価の効果的・効率的な実施

4. 備考

調査費 45,904千円

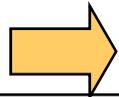
(内訳) 毒性試験ガイドラインの作成と検証
 詳細な暴露評価モデルの作成
 リスク評価・管理手法の検討・確立

農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査

背景・目的

○21世紀環境立国戦略において「農薬については、水域のみならず陸域の生態系へのリスク評価・管理も含めた対策を推進する」と記述。

- 現在、農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理は未導入。
- OECDにおいて、農薬リスク評価の国際共同実施の動き。我が国としても参加し、国際貢献を果たす必要。
- 鳥類・ミツバチ等の死亡事例で農薬が原因として疑われるケースあり。



農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の導入が必要

調査内容

○毒性試験ガイドラインの作成と検証

- ・陸域生物の毒性試験ガイドラインの作成と検証試験の実施
- ・種差による感受性差の評価 など

○詳細な暴露評価モデルの作成

- ・陸域生物の行動パターン、餌の種類等の調査
- ・餌等に含まれる農薬量の調査 など

○リスク評価・管理手法の検討・確立

- ・リスク評価基準のあり方の検討
- ・リスクに応じた農薬の管理手法のあり方の検討 など

効果

農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の制度化

- ・農薬の陸域生態系へのリスク低減による生物多様性の維持・保全
- ・国際連携による農薬のリスク評価の効果的・効率的な実施

ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る 平成18年度水質調査結果について

平成19年11月29日(木)
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室
直通：03-5521-8311
室長 大友 哲也(6640)
室長補佐 小出 純 (6641)
担当 岡田 佳寿美(6644)

環境省の示した「暫定指導指針」に基づき、平成18年度に都道府県及び地方環境事務所において実施したゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を、環境省において取りまとめた。

786か所のゴルフ場を対象に、延べ30,430検体について水質調査を実施。そのうち指針値を超過したのは0検体。

1. 経緯

環境省は、平成2年5月に、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法や、ゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度目標（指針値）等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（以下「暫定指導指針」という。）を都道府県に通知した。以降、各都道府県において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われている。環境省は、この水質調査結果について、平成2年度以降、毎年都道府県から報告を求めている。なお、平成16年度調査からは、環境省地方環境対策調査官事務所（平成17年10月1日付けで「地方環境事務所」に再編）においても水質調査を実施している。

引き続き「暫定指導指針」に基づき、都道府県と協力してゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止のため指導を行っていく。

2. 平成18年度に都道府県及び地方環境事務所において実施されたゴルフ場排水口等における水質調査結果

<調査結果の概要>

- ① 調査を実施した都道府県数 42
(うち地方環境事務所が調査を行った都道府県数 14道県(一部都道府県との重複あり))
- ② 調査対象となったゴルフ場 786か所
(うち地方環境事務所が調査を行ったゴルフ場数 14か所)
- ③ 調査対象農薬数 計45種類
- ④ 総検体数 30,430検体
(うち地方環境事務所が調査を行った検体数 630検体)
- ⑤ 検出状況 農薬別検出濃度範囲等は別表に記載したとおり
指針値超過検体 なし
- ⑥ 過去の調査結果との比較

調査年度	調査対象 ゴルフ場 総 数	調査対象 農薬数	総検体数 (A)	指針値超過 検体数 (B)	指針値 超過比率 (B/A) (%)
平成14年度	1, 539	45	79, 893	1	0. 0013
平成15年度	1, 233	45	60, 858	0	0
平成16年度	997	45	45, 880	0	0
平成17年度	833	45	35, 687	0	0
平成18年度	786	45	30, 430	0	0

(別表) ゴルフ場排水口における農薬別濃度範囲等

農薬名	指針値 (mg/l)	濃度範囲 ^{注1} (mg/l)	指針値超 過検体数	(参考) 総検体数 ^{注2}
(殺虫剤)				
アセフェート	0.8	ND~0.001	0	547
イソキサチオン	0.08	ND~0.009	0	789
イソフェンホス	0.01	ND	0	520
エトフェンプロックス	0.8	ND	0	483
クロルピリホス	0.04	ND	0	647
ダイアジノン	0.05	ND~0.018	0	980
チオジカルブ	0.8	ND~0.003	0	662
トリクロルホン(DEP)	0.3	ND~0.001	0	499
ピリダフェンチオン	0.02	ND	0	590
フェニトロチオン(MEP)	0.03	ND~0.0005	0	927
(殺菌剤)				
アズキシストロビン	5	ND~0.021	0	853
イソプロチオラン	0.4	ND~0.001	0	716
イプロジオン	3	ND	0	774
イミノクタジン酢酸塩	0.06	ND	0	499
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	ND	0	497
オキシシン銅(有機銅)	0.4	ND~0.0005	0	663
キャプタン	3	ND	0	549
クロロタロニル(TPN)	0.4	ND	0	785
クロロネブ	0.5	ND	0	740
チウラム(チム)	0.06	ND	0	652
トルクロホスメチル	0.8	ND~0.01	0	786
フルトラニル	2	ND~0.0039	0	804
プロピコナゾール	0.5	ND	0	832
ペンシクロン	0.4	ND~0.047	0	970
ホセチル	23	ND	0	546
ポリカーバメート	0.3	ND	0	508
メタラキシル	0.5	ND~0.001	0	732
メプロニル	1	ND~0.17	0	807
(除草剤)				
アシュラム	2	ND~0.0066	0	938
ジチオピル	0.08	ND~0.001	0	665
シデュロン	3	ND~0.0003	0	656
シマジン(CAT)	0.03	ND~0.002	0	632
テルブカルブ(MBPMC)	0.2	ND~0.0028	0	530
トリクロピル	0.06	ND~0.001	0	708
ナプロパミド	0.3	ND~0.001	0	606
ハロスルフロメチル	0.3	ND~0.013	0	750
ピリブチカルブ	0.2	ND	0	608
ブタミホス	0.04	ND	0	574
フラザスルフロ	0.3	ND~0.001	0	585
プロピザミド	0.08	ND~0.069	0	664
ベンスリド(SAP)	1	ND	0	485
ペンディメタリン	0.5	ND	0	815
ベンフルラリン(ハスロジン)	0.8	ND~0.011	0	610
メコプロップ(MCPP)	0.05	ND~0.002	0	721
メチルダイムロン	0.3	ND	0	526
合計		—	0	30,430

注1 排水口のデータである。なお、都道府県により定量下限値は異なる。

注2 場外の水域等を含む検体の合計である。

(参考)

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

1. 概要

- (1) 水質保全の面からゴルフ場を指導するに先立って、農薬の使用状況や場内の集排水系統、周辺水域の状況等の実態を的確に把握すること。
- (2) 下流水域への出口であるゴルフ場の排水口における調査を基本に、農薬の使用状況、現地の立地条件等を勘案して排出水中の農薬の残留実態を的確に調査すること。
- (3) 全国的にみて主要な農薬について現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して設定した指針値を、排出水中の農薬濃度が超過しないよう農薬の流出を極力低減させる等の指導を行うとともに、当該濃度が同指針値を超過した場合には次のような適切な措置をとること。
 - ① 下流の利水施設に支障が生じないよう万全の措置を講ずること。
 - ② 農薬の流出原因についてより詳細な調査を行うこと。
 - ③ 農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬使用量の削減等の指導を一層徹底すること。
 - ④ 現地の実情に即し、ゴルフ場の集排水施設、施設・構造等の改善を指導すること。
- (4) 都道府県において、地域の実情に応じ、この指針値に替わるより厳しい値によって所要の指導を行うことができること。
- (5) 関係行政部局の連絡協議、ゴルフ場関係者の自主的な調査点検等の指導に努めること。

2. 暫定指導指針の改正等について

- 平成 2年 5月 24日 : 環境庁水質保全局長名で各都道府県知事あてに通知。
- 平成 3年 7月 30日 : 一部改正 (対象農薬を追加し、21から30農薬へ。)
- 平成 4年 12月 21日 : 一部改正 (指針値を一部強化。フェニトロチオンの指針値を0.1から0.03 (mg/l)に変更。)
- 平成 9年 4月 24日 : 一部改正 (対象農薬を追加し、30から35農薬へ。)
- 平成 13年 12月 28日 : 一部改正 (対象農薬を追加し、35から45農薬へ。)